鳥取県告示第640号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当 該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告 示する。

平成24年9月14日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又	指定に係る事業所	指定に係る事業所	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
は氏名	の名称	の所在地	畑田平万 口	廃业 十万 口	り ころの理想
鳥取西部農業協	鳥取西部農業協同	米子市東福原一丁	平成24年9月	平成24年9月	介護予防福祉用
同組合	組合指定福祉用具	目 5 -16	4 日	30日	具貸与
	貸与事業所				
	鳥取西部農業協同				特定介護予防福
"	組合指定特定福祉	"	"	"	祉用具販売
	用具販売事業所				